



平成 26 年 10 月 15 日

青森市長 鹿 内 博 様

青森市特別職報酬等審議会
会 長 福 士 隆 三



青森市特別職の職員の給料等の額について（答申）

当審議会は、平成 26 年 7 月 22 日に市長及び副市長の給料の額並びに青森市議会議員の議員報酬の額について諮問を受けて以来、公平・中立的な立場から所要の資料をもとに慎重に審議を重ねた結果、次のような結論に達しましたので、ここに答申致します。

1 審議会の結論

○市長等の給料等の額

市長及び副市長の給料の額並びに青森市議会議員の議員報酬の額は、次の表に掲げる改定額が適当である。なお、その条例改正に当たっては、市長及び副市長の給料額に係るいわゆる上限制について、廃止することが適当である。

	条例上の額	改定額	差額
市長	1,180,000 円 (上限)	1,000,000 円	△180,000 円
副市長	931,000 円 (上限)	788,000 円	△143,000 円
市議会議長	718,000 円	659,000 円	△59,000 円
市議会副議長	658,000 円	604,000 円	△54,000 円
市議会議員	633,000 円	581,000 円	△52,000 円

○改定実施時期

改定の実施時期については、平成 27 年 1 月 1 日とすることが適当である。

2 諮問事項

- (1) 青森市における市長及び副市長の給料の額並びに市議会議員の議員報酬の額は適正であるかどうか。
- (2) 見直すとすれば、その額はいくらか。また、改定の実施時期はいつからが適当か。

3 審議内容

特別職の職員の給料等の額については、平成 15 年に改定されて以来、条例本則における給料等の額の改正はされないままとなっており、現在は、市長及び副市長の給料は市長決裁による削減を実施し、議員報酬は条例附則における削減を実施している状況である。

今般、市長の諮問を受けて、条例本則に規定された市長等の給料等の額が、適正な額となっているかなどについて、本審議会は 4 回の審議を重ね、その概要は次のとおりである。

(1) 額が適正であるかどうかについて

まず、諮問事項 (1) の、市長及び副市長の給料の額並びに青森市議会議員の議員報酬の額が適正であるかどうかについて審議したところ、市長及び副市長の給料については、平成 15 年から見直しがされていないこと、類似団体である中核市との比較において上位水準に位置していること、給料の上限額を条例に規定していることが問題点としてあり、議員報酬については、平成 15 年から見直しがされていないこと、類似団体である中核市との比較においては中位水準に位置していること、特例措置としての 10%削減は本年 11 月 25 日までで終了し、その後は条例本則の水準に戻ること、平成 20 年の地方自治法改正の趣旨（議員活動を広く捉える）を反映した議論がなされていないことが問題点としてあり、これらのことを踏まえたうえで、適正ではないとの認識に至った。

(2) 額の見直しについて

これを受けて、次に、諮問事項 (2) の、適正な給料等の額について審議した。

ア 市長及び副市長

最初に、市長及び副市長の給料の額の審議に当たっては、従来との比較や削減率の数字を先行させるのではなく、できる限りゼロベースでアプローチし、本来あるべき妥当な金額を求めることを確認した。

まず、昭和 43 年自治省行政局長通知により、審議会において参考とすることが要請されている資料を活用することについては、一般職の職員の給与改定には均衡の原則により民間給与や他自治体職員の給与との均衡がとられているところ、一般的に、他自治体の市長の給与は、当該自治体の一般職の職員の給与の状況等が勘案されて決定されていると考えられることから、青森市においても、類似団体の市長の給与の状況を勘案して決定することにより、結果として、間接的にはあるが、消費者物価や社会情勢、そ

これらの影響を受けた民間給与、他自治体の市長の給与、一般職の給与改定の状況など、様々な諸事情を反映させることができるのではないかと考えられ、更に、市長及び副市長の職責は自治体共通であり、その権限・職務内容も中核市でほぼ共通であるから、他の中核市の市長等の給料を勘案することは理に適っていると考えられる。

そして、単に他の中核市の市長等の給料を勘案するだけでなく、青森市の財政規模に応じた水準というものを考慮する必要があるのではないかと考えられることから、財政状況をベースにした上で、類似団体との比較によって金額を導くこととした。

具体的には、単純な数値や順位と比較ではなく、財政状況に係る複数の指数について、正規分布曲線を用いて、中核市 43 市の中における個々の中核市の分布を表し、青森市の分布位置を明らかにした上で、市長の給料の水準も、中核市 43 市の中には当該財政状況に係る指数の分布位置と同様の位置とすべきとしたものであり、それによると、平均額から標準偏差の値を減じた額と平均額から標準偏差の値の 2 倍を減じた額との中間の額が適当な水準であると考えられることから、その結果、市長の給料の額は 1,000,000 円に決定したものである。

副市長の給料については、市長の給料月額と副市長の給料月額との差がその職責の違いによるものと考えられることから、過去の市長及び副市長の給与改定が行われたときの数値を基にその比率を算出したところ、市長の給料月額を 100 としたときの副市長の給料月額は 78.8 であり、市長の給料月額 1,000,000 円に 100 分の 78.8 を乗じ、788,000 円と決定したものである。

イ 市議会議員

次に、議員報酬の審議に当たっては、市長及び副市長の給料の額の審議と同様に、従来の額との比較ではなく、できる限りゼロベースでアプローチするため、まず初めに、議員報酬についての複数の研究者の具体的な論述に触れて、議論のベースとなる共通理解を深めた。

議員報酬を考える前提として、①住民代表として、首長に追随するのではなく、よりよい地域経営を目指している議員への報酬の議論であること、②議会・議員には恒常的な活動が求められており、平日議会を想定しなければならないこと、③議員の資質については、幅広い層の人が議員になることを善しとすること、これら 3 点を認識した上で、生活給はベストとはいえないが現時点で採用できるベターな方策であり、議員報酬の議論の到達点として、①単なる行政改革の論理、すなわち削減の論理で議論すべきではなく、議会を充実させる視点での議論が必要であること、②議員報酬と議員定数とは関連性がないこと、③議員報酬額決定の要素として、i 地方分権時代には従来とはまったく異なる責任を議会が負い、その議会を担う議員を創り出さなければならないこと、ii 特定の層だけを議員としないために、サラリーマンも退職して生活できるような、生活給的な水準でなければならないこと、iii 議会活動だけではなく、調査研究、議案の精読などの議員活動も対象に含めなければならないこと、しかし、その議員活動を分類することは困難であること、iv 議員と同様の公選職である首長の給与を基準にすること、首長の活動量と議員の活動量を比較し、その比率で議員報酬を確定すること、などについて確認した。

これらを踏まえたうえで、議員報酬については、研究者による議員報酬算定の複数の考え方や方式を参考にして検討した結果、当審議会としては、国会議員の歳費を基準と

する考え方のうち、国家公務員の給料の最高額に対する国会議員の歳費の額の割合を求めて、それを地方議会に当てはめるという方式に賛同し、議員報酬月額を算定したところ 581,000 円となった。

加えて、一般職職員のトップである部長級の給料月額の改定状況を見てみると、給料表上の部長級の最高号給の平成 15 年から平成 26 年までの変化率が△7.4%であり、この率を基に議員報酬額を算定した結果 586,000 円となり、概ね同程度の額が導き出されたことも検証されたことから、議員の議員報酬を 581,000 円と決定したものである。

議長及び副議長の議員報酬については、副市長の給料月額決定の考え方を踏襲して、議員の議員報酬月額と議長及び副議長の議員報酬月額との差がその職責の違いによるものと考えられることから、過去の市議会議員の給与改定が行われたときの数値を基にその比率を算出したところ、議長については、議員の議員報酬月額を 100 としたときの議長の議員報酬月額は 113.4 であり、議員の議員報酬月額 581,000 円に 100 分の 113.4 を乗じ、659,000 円と決定し、副議長については、議員の議員報酬月額を 100 としたときの副議長の議員報酬月額は 103.9 であり、議員の議員報酬月額 581,000 円に 100 分の 103.9 を乗じ、604,000 円と決定したものである。

ウ その他

なお、複数の委員から、他の算定方法を推す声も上がり、結果として多数決をもって国会議員の歳費を基準とする考え方とそれにより算定された 581,000 円を採用したのであるが、審議に当たっては、様々な角度・視点から、様々な諸事情を勘案することが必要であるところ、当審議会においても、各種資料を参照の上、複数の算定方式による議員報酬額について検討したものであり、その額はいずれも概ね同水準であった。このことを踏まえ、もとより審議会として必ずどれかひとつの算定式に決定しなければならないわけではないのであるが、一定額を決定するに当たって多数決をもって決したところであり、その意味において、他の要素・考え方を排除する意図ではなく、あくまでも複数の要素を総合的に検討した結果であると考えている。

また、当審議会が採用するに至った国会議員の歳費を基準とする考え方について補足すれば、一般職の給料月額を算式に用いることによって間接的に均衡の原則等諸事情を反映させることができることはもとより、国会議員の歳費を基準とすることにより、地方議会議員の身分が公選職であるという考え方が反映できること、従来よりも重大な責任を負う議会を担う議員に見合うものであること、生活給的な意味合いを含むこと、などのメリットがあるものと考えられるところである。

(3) 改定実施時期について

改定の実施時期については、できる限り早期にこの答申内容の実現を図るため、平成 27 年 1 月 1 日とすることが適当であるとの結論に達した。

4 附帯意見（審議会からの要望）

- (1) 市長及び副市長の給料について特例的に減額をしようとするのであれば、条例の附則において期間を明示し規定すべきである。

- (2) 議員報酬については、議会自らが責任を持って、審議会の答申を素材にして議論をすることを要望する。
- (3) 議員の活動状況は市民にわかりにくいことから、議会活動や議員活動について、市民が理解し評価できるような方策や体制を検討し構築することを要望する。